

(案)

第4次静岡市男女共同参画行動計画について

(答申)

未定稿

令和4年9月

静岡市男女共同参画審議会

(導入文、代表し会長コメントを掲載予定)

はじめに

この答申は、静岡市男女共同参画推進条例に基づく静岡市男女共同参画行動計画が令和4年度末に計画期間が終了するため、次期の計画を策定するための方向性を示すものです。

本審議会は、昨年11月、静岡市長から静岡市男女共同参画推進条例に基づき、静岡市男女共同参画行動計画、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画及び女性活躍推進計画の基本的な考え方について、諮問を受けました。

次期の計画策定においては、この3つの計画の基本理念、基本目標及び施策の方向性の関連性が深いため、各計画の関連性を整理し、より実効性の高い計画となるよう現計画の成果・課題分析するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大等をはじめとした社会情勢の大きな変化などを踏まえ審議してまいりました。

(具体的な内容など。思い。)

15名の審議会委員は、それぞれの専門の分野、市民の立場から審議を重ね、意見を答申に反映してきました。この答申が、次期計画に反映され、これからの静岡市の男女共同参画、ジェンダー平等の推進が実現することを期待しています。

令和4年9月21日

静岡市男女共同参画審議会
会 長

目 次

第1章 答申にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇〇
1 諮問の経緯	
2 男女共同参画・女性活躍と静岡市を取り巻く状況	
(1) 社会経済情勢等の状況と静岡市の状況	
(2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向	
(3) 第3次行動計画等の評価と今後の課題	
第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針）・・・・・・・・	〇〇
1 計画の基本理念	
2 計画において目指す姿	
3 重点目標	
4 計画期間	
5 計画の位置付け	
6 計画の推進に向けて	
第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）・・・・・・・・・・・・・・・・	〇〇
1 施策の体系	
2 計画の体系図	
3 基本目標及び主な取組	
基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進	
基本目標2 ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実	
基本目標3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	
基本目標4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障	
基本目標5 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	
基本目標6 地域における男女共同参画の実現	
基本目標7 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現	
基本目標8 労働の場における男女共同参画の実現	
基本目標9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	
第4章 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇〇
・諮問文の写し	
・審議会の経過	
・審議会委員名簿	
・用語解説 等	

第1章 答申にあたって

1 諮問の経緯

静岡市では、平成27年3月に策定した第3次静岡市男女共同参画行動計画を筆頭に、静岡市DV防止基本計画（平成26年3月策定）、静岡市女性活躍推進計画（平成29年3月策定）により、男女共同参画を推進する施策を実施しています。

これらの計画の期間が、令和4年度（2022年度）末で満了となることから、「第4次静岡市男女共同参画行動計画」、「第2次静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」及び「第2次静岡市女性活躍推進計画」の基本的な考え方について、静岡市長から諮問を受け、これに対して、当審議会として答申を行うものです。

2 男女共同参画・女性活躍と静岡市を取り巻く状況

（1）社会経済情勢等の状況と静岡市の状況

作成中

（データ、グラフの例）

- ・年齢区分別将来推計人口
- ・単独世帯数の推移
- ・ひとり親家庭数の推移
- ・外国人住民の推移（増加）
- ・女性の労働力率
- ・女性会館の相談数推移
- ・コロナ禍の統計（市民意識調査など）

(2) 男女共同参画をめぐる直近の国際社会及び国・県の動向

ア 国際社会の動向

イ 国の動向

ウ 県の動向

作成中

(3) 第3次行動計画等の評価と今後の課題

作成中

第3次行動計画における成果指標の状況（作成中）

基本的施策	指 標	計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1 男女共同参画の視点に 立った社会制度・慣行の見 直し	1 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の 平等感（男性の方が優遇と感じる人の割合）	67.7% (H26 年度)	75.8% (R3 年度)	60%以下
2 人権を尊重する教育の 充実と国際理解の推進	2 中学校における男女共同参画啓発活動の実 施割合	32.0% (H25 年度)	33.4% (R3 年度)	60%以上
3 男性にとっての男女共 同参画の推進	3 男性の「育児休業」「介護休業」取得につ いて賛成する男性の割合	58.9% (H26 年度)	79.0% (R3 年度)	80%以上
	4 週間就業時間が60時間以上の男性の割合	12.9% (H24 年度 就業構造基本調査)	14.8% (H29 年度 就業構造基本調査)	8%以下
4 政策・方針決定の場へ の女性の参画拡大と女性の 活躍の推進	5 市の審議会等における女性委員の割合	33.0% (H26 年度)	29.5% (R4 年度)	40%以上
	6 「管理的職業従事者」における女性の割合	12.9% (H22 年度 国勢調査)	15.5% (R2 年度 国勢調査)	30%以上
5 地域における男女共同 参画の推進	7 自治会・町内会における女性役員の割合	10.6% (H27 年度)	16.4% (R4 年度)	20%以上
6 労働の場における男女 共同参画の確立	8 「ワーク・ライフ・バランス」という用語 の周知度	44.5% (H25 年度)	67.1% (R3 年度)	80%以上
	9 「職場」における男女の平等感（男性の方 が優遇と感じる割合）	55.1% (H26 年度)	49.0% (R3 年度)	30%以下
7 男女がともに子育てや 介護に携わることができる 環境の整備	10 保育所待機児童数	156人 (H26年4月1日)	0人 (R4 年度)	0人
8 生活上様々な困難を抱 える人が安心して暮らせる 環境の整備	11 ひとり親家庭の親の非正規就業率	母子家庭 58.8% 父子家庭 23.8% (H25 年度)	母子家庭 52.2% 父子家庭 22.7% (H30 年度)	減少

9 男女間のあらゆる暴力の根絶	12 DV 相談窓口の周知度（市役所・各区役所の相談窓口）	52.3% (H24 年度)	56.70% (R3 年度)	100%
	13 夫婦間における、「①足でける」「②平手で打つ」、「③なぐるふりをして、おどす」、を暴力と認識する市民の割合	①78.2% ②74.0% ③59.0% (H27 年度)	①87.2% ②76.9% ③65.6% (R3 年度)	100%
10 生涯を通じた男女の健康支援	14 子宮頸がん検診の受診率(69 歳以下)	44.7% (H25 年度)	43.9% (R3 年度)	50%以上

DV 防止基本計画（作成中）

女性活躍推進計画における成果指標の状況（作成中）

項目		数値			
		策定時 (H28)	速報値 (H30)	速報値 (R3)	目標値 (R4)
基本目標 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置					
指標 1	25～44 歳女性の有業率※1	69.4% (H24)	77.3% (H29)		80%
指標 2	15～64 歳女性で働くことを希望しながら仕事についていない人の割合※2	17.7% (H24)	15.7% (H29)		10%
指標 3	管理的職業従事者に占める女性の割合※3	12.9% (H22)	16.0% (H27)	15.5% (R2)	30%
基本目標 2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備					
指標 4	男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9% (H26)	62.9% (H30)	79.0% (R3)	80%
指標 5	週間就業時間が 60 時間以上の男性の割合	15.9% (H24)	14.8% (H29)		8%以下
指標 6	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	44.5% (H25)	69.2% (H30)	67.2% (R3)	80%

第2章 第4次静岡市男女共同参画行動計画の基本的な考え方（方針）

第4次計画では、第3次行動計画に引き続いて、条例の基本理念6項目を計画の基本理念とします。

また、第3次行動計画では、第1次から第3次行動計画の成果を踏まえ、計画全体の見直しを図ります。

そして、市民に分かりやすく身近な男女共同参画行動計画とすることが大切であると考え、原点である「一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会」を着実に実現していくため、現在、私たちのまちに必要な取り組むべき方向性を次の3つの表現にまとめました。

「社会制度・慣行の見直し」 「安全安心な暮らしの実現」 「女性活躍のさらなる推進」

これらを静岡市が進める第4次行動計画の基本的な方向性として、8年後の目指すべき姿を描き、計画には後に示した9個の基本目標を掲げ、取り組んでいくことを望みます。

1 計画の基本理念

静岡市では、男女共同参画推進条例第3条から第8条において、本市における男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

＜基本理念＞

一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

- (1) 男女の人権の尊重（第3条）
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- (3) 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保（第5条）
- (4) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立（第6条）
- (5) 世界的視野の下での男女共同参画（第7条）
- (6) 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（第8条）

2 8年後の目指す姿

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）

3 重点目標

本計画では、「社会制度・慣行の見直し」 「安全安心な暮らしの実現」 「女性活躍のさらなる推進」という3つの基本的な方向性の中で、本市の男女共同参画の推進に大きなけん引力として考えられる以下のテーマについて、第4次行動計画で特に積極的に進めていくことが望まれます。

「社会制度・慣行の見直し」 → 幼少期からの教育重視

「安全安心な暮らしの実現」 → DV 被害者等支援に関する関係機関の連携強化、
防災を切り口とした男女共同参画の推進

「女性活躍のさらなる推進」→多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの推進

このことから、第4次行動計画における基本目標のうち、以下の4つの目標について重点的に推進することを望みます。

- (1) ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実
- (2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- (3) 地域における男女共同参画の実現
- (4) 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現

4 計画期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。

ただし、第4次男女共同参画行動計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間年である令和8年度（2026年度）に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

5 計画の位置付け

(作成中)

6 計画の推進に向けて

計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、次の事項について十分に配慮することが必要です。

- (1) 計画を推進する体制の整備
- (2) 市民参画による推進体制と拠点の充実
- (3) 計画の進ちょく状況の点検及び情報公開

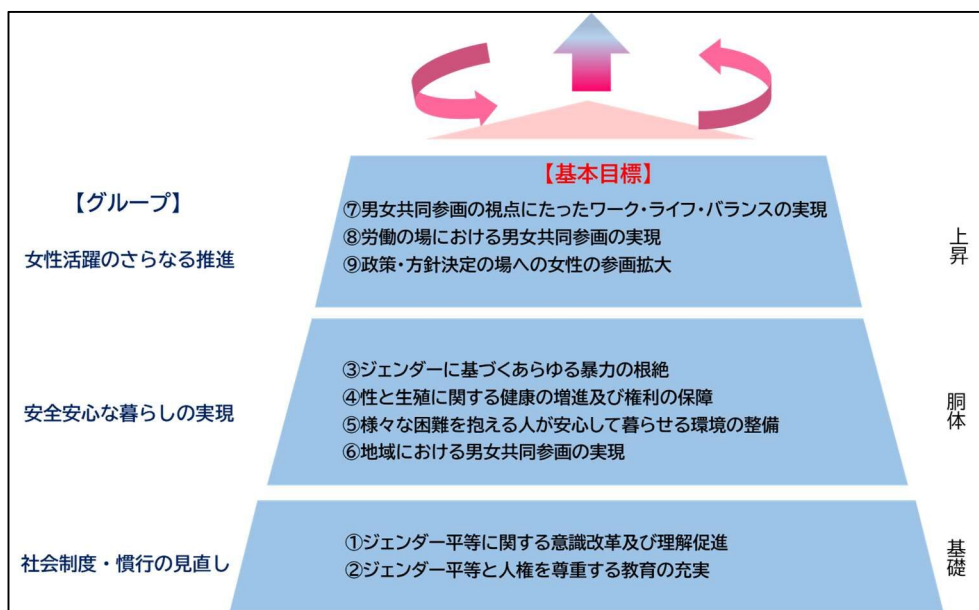
第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

1 施策の体系

第4次男女共同参画行動計画は、次の9個の基本目標で構成しています。

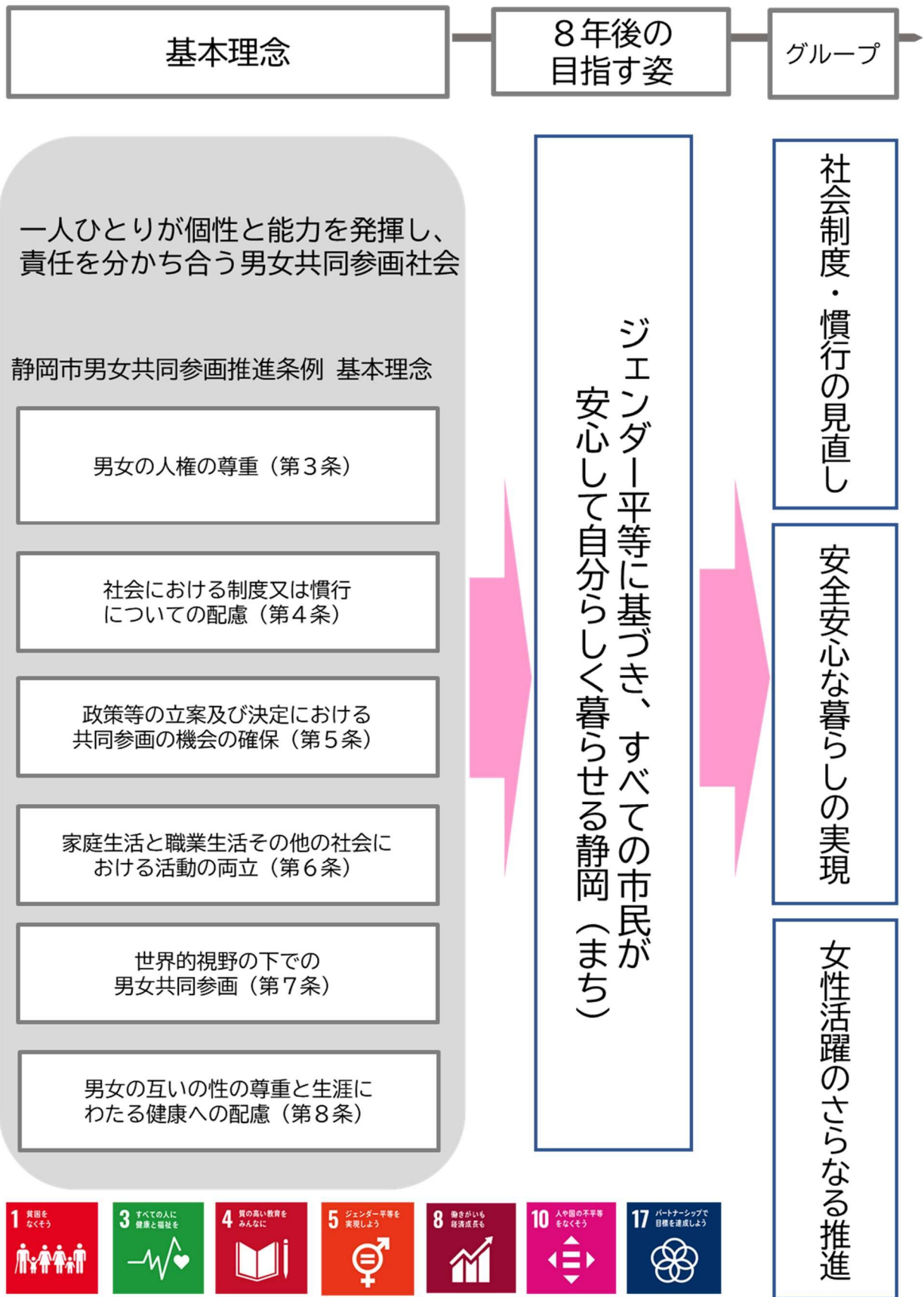
- (1) ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進
- (2) ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実
- (3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- (4) 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障
- (5) 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- (6) 地域における男女共同参画の実現
- (7) 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現
- (8) 労働の場における男女共同参画の実現
- (9) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

また、これらの基本目標は、「社会制度・慣行の見直し」「安全安心な暮らしの実現」「女性活躍のさらなる推進」の3つの施策の柱に位置付けることができます。



* 静岡市は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標（SDGs）に積極的に取り組んできました。平成30年には国連からアジア地域で唯一のSDGsハブ都市に選定されております。SDGsはジェンダー平等を5番目の目標として掲げ、ジェンダー平等をSDGsのいずれの目標の達成のためにも不可欠なものと位置づけています。SDGsの実現を目指す国際社会の取組とそれを推進する静岡市の方針を踏まえ、本市の第4次計画等においては、「ジェンダー平等」という文言を基本的に使用いたしました。そのうえで、性別による固定的な役割分担意識を脱却し、性別を問わずすべてのひとに、等しく社会の構成員として、社会における活動に「参画する機会」を確保することがより一層求められると考えられる文脈においては、引き続き「男女共同参画」という文言を使用しております。

2 計画の体系図



基本目標

主な取組

1

ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

- (1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供
- (2) 固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実
- (3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進

2

ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実

重点

- (1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進(NEW)
- (2) 人権と個人としての尊厳を尊重するための広報及び啓発活動の充実
- (3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信
- (4) 多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実

3

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

重点

- (1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備
- (2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実(NEW)
- (3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備
- (4) 被害者の安全確保の徹底
- (5) 被害者の自立支援の充実
- (6) 被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化
- (7) 加害者更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化(NEW)

DV
防止

4

性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

- (1) 性差及びライフステージに応じた健康支援
- (2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育及び啓発の推進
- (3) 性に関する相談体制の充実

5

様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援
- (2) ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)への支援
- (3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援
- (4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備
- (5) 性的少数者への支援

6

地域における男女共同参画の実現

重点

- (1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進
- (2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進
- (3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進
- (4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

7

男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現

重点

- (1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進(NEW)
- (2) 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備の推進
- (3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実
- (4) 多様で柔軟な働き方の推進

女性
活躍

8

労働の場における男女共同参画の実現

- (1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進
- (2) 労働の場におけるハラスメント防止対策の推進
- (3) 農林水産業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備
- (4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援(NEW)
- (5) 女性の就職・再就職・起業への支援
- (6) 労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援
- (7) 男性の家事・育児・介護への参画促進

女性
活躍

9

政策・方針決定の場への女性の参画拡大

- (1) 市における女性職員の積極的登用
- (2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進
- (3) 企業における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進
- (4) 女性の人材を育成する施策の充実

第3章 施策の内容（基本目標、主な取組）

3 基本目標及び主な取組

基本目標1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

目標の方向性

いまなお残る「社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識」の是正・解消に向け、ジェンダー平等に関する情報の収集に努めるとともに、市民一人ひとりに等しく情報が届くよう、さまざまな場面や、年代に応じた効果的な広報・啓発活動を行う必要があります。特に、男性に向けて基本的な意識啓発を幅広く進めていくことが重要です。

現状と課題

●「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担の意識について、令和3年度に行った本市市民意識調査では、全体のうち否定派（反対またはどちらかといえば反対）が68.5%で、肯定派の20.0%を大きく上回りましたが、今なお様々な社会制度・慣行の中で継承され、男女共同参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています（図2-1）。

このような固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっており、私たちが生きづらさを抱える要因が、従来の社会制度・慣行にある場合は少なくありません。誰もが無理なく自分らしく生きられる、多様性を認め合う社会の実現に向け、当然視されてきた社会制度・慣行を見直していく必要があります。

●社会制度・慣行・しきたりに関する男女平等感について、同意識調査では、ジェンダー意識の浸透により、以前は当たり前と思っていたことに対し男性が優遇されていると感じるようになってきたこともあり、全体の7割以上の方が男性優遇であると回答しています。しかしながら、同調査において男性の方が優遇と感じる男性は66.5%に対して女性は84.0%と20ポイント近い開きがあり、ジェンダー意識の浸透に男女の差が見られます（図2-2）。男女共同参画社会の実現は女性だけでなく、男性もより生きやすく暮らしやすい社会を作ることであります。男女共同参画社会の実現のために男性が果たす役割は重要であり、男性の男女共同参画に対する理解や意識改革を進める必要があります。

●我が国におけるジェンダー平等推進の様々な取組は、国際的な動きと連動して進められており、本市のジェンダー平等の推進においても、国際社会の課題と取組についての理解と関心を深めることができるよう取り組む必要があります。

図2-1 男女の役割を分ける固定的な考え方

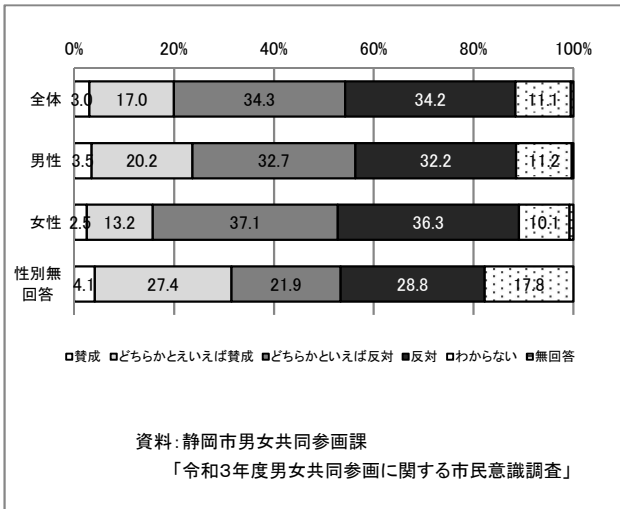
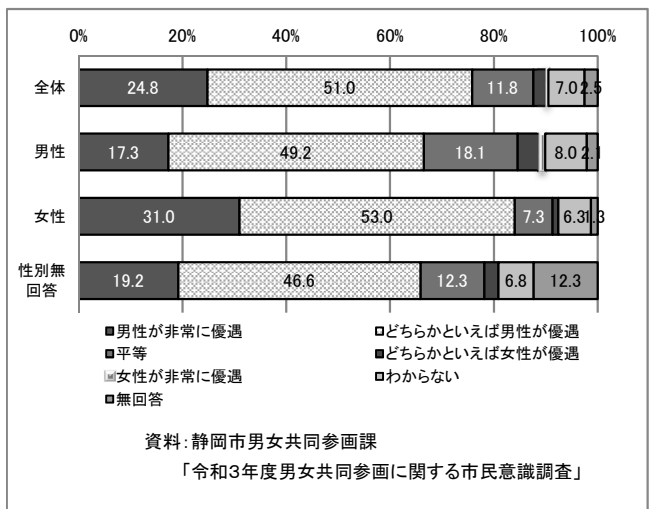


図2-2 社会通念・慣習・しきたりにおける男女平等感



主な取組

(1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供

各種調査の実施や統計資料・関連情報を広く収集し、分析することにより、静岡市における男女共同参画の現状を把握し、その結果を広く市民に情報提供する必要があります。

(2) 固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実

慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動が必要です。

(3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進

世界から見たジェンダー格差を意識した男女共同参画を推進する上で重要な国際的な規範の周知・浸透を図るため、様々な領域での教育・啓発活動が必要です。

目標の方向性

すべての人が自分の存在を肯定し、お互いのあり方を認め合い、無理なく自分らしく生きられる社会を目指し、若年層をはじめとした様々な世代に対してジェンダー平等や人権に関する教育と学習を充実させる必要があります。

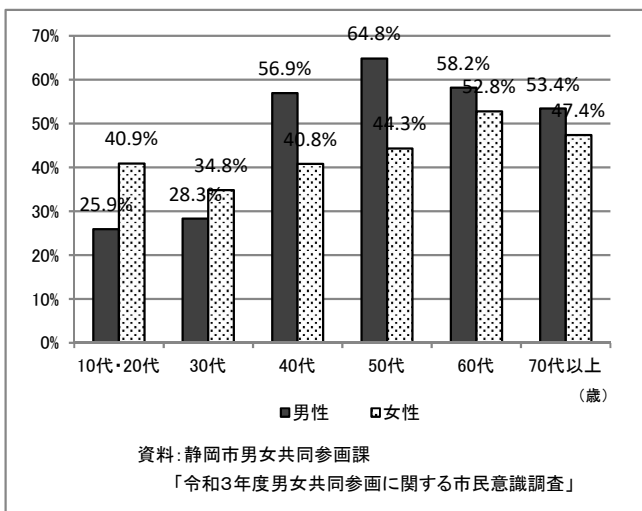
現状と課題

●ジェンダー平等の実現のためには、性別にかかわらず主体的で多様な生き方ができるよう、一人ひとりがジェンダー平等の意識を持つことが重要です。令和3年度に行った本市市民意識調査では、「ジェンダー・ギャップ指数（世界経済フォーラムが発表している各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの）」の認知度について、10代～30代が他の年代と比べ比較的低い結果となりました（図〇-〇）。固定的性別役割分担や、性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は幼少のころから長年にわたり形成されるため、特に、幼児期や小学校などを含めた幼少期からジェンダー平等の視点にたった教育の推進が重要です。

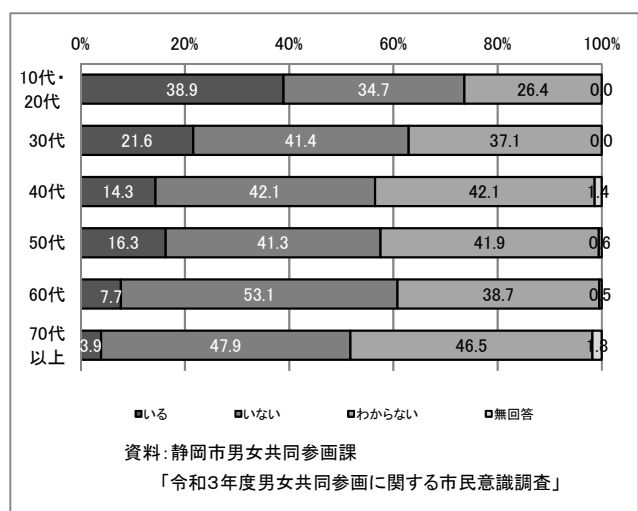
●メディアについては、多くの人々の価値観に強く影響を与えることから、各種の広報媒体を用いた情報発信の際には、性差別のみならず、あらゆる面で人権尊重の観点に配慮した情報発信が必要です。同時に、受け手側である市民に対する情報教育の機会の充実が求められます。

●自身の周囲にLGBTQなどの性的少数者がいるかについて、同意識調査では、年代が上がるにつれて、「いない」「わからない」と回答する方が多くなる傾向がわかりました。性的少数者は11人に1人程度いるとも言われており、当事者がいることを前提とした意識の転換が必要となります。多様な性のあり方についての理解を深め、それに関わる偏見や差別をなくしていくことが必要です。

図〇-〇 ジェンダー・ギャップ指数の認知状況



図〇-〇 周囲にLGBTQなどの性的少数者の方がいるか



主な取組

(1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないジェンダー平等の教育や学習を幼少期から幅広い世代に向けて推進することが必要です。

(2) 人権と個人としての尊厳を尊重するための広報及び啓発活動の充実

全ての人がある生き方を等しく尊重される社会の実現に向け、人権に関する教育や学習を充実させることが必要です。

(3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信と受信

ジェンダー平等や人権を尊重する視点を持った情報発信を行うとともに、市民のメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き自己発信する能力）の向上を支援することが必要です。

(4) 多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実

学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場で、性の多様性の理解を促進するための啓発や教育を充実させることが必要です。

基本目標 3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 **重点**

目標の方向性

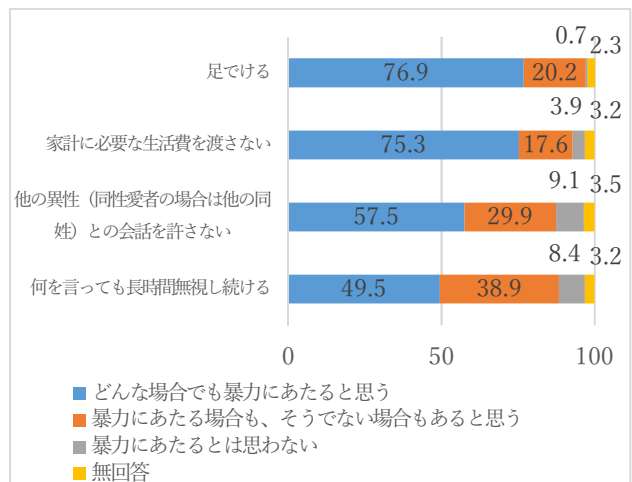
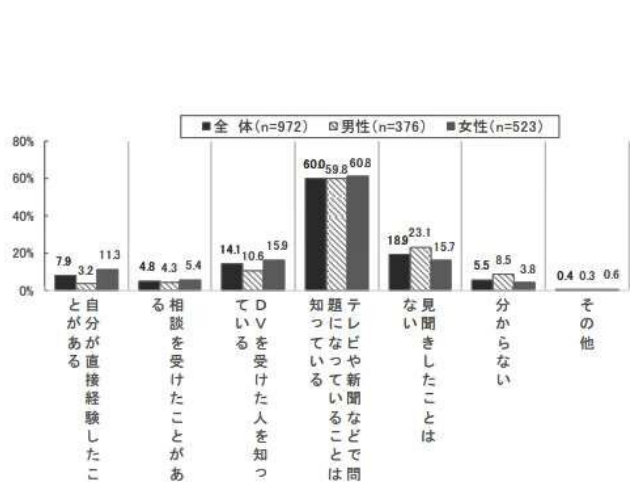
パートナー間で起こる暴力（Domestic Violence：DV）やハラスメントをはじめとしたジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：GBV）（※○）の根絶を目指した取組を進める必要があります。また、相談を受ける身近な友人が正しい知識を持つことが被害予防にもつながります。幼少期からの教育・啓発の充実や、関係機関との連携強化をすることにより、被害予防につなげていくことが重要です。

現状と課題

●DVについて、「自分が直接経験したことがある」7.9%、「相談を受けたことがある」4.8%、「DVを受けた人を知っている」14.1%（令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査）という現状が明らかになっており、被害者が一人で悩むことなく相談機関を利用できるよう、相談窓口の効果的な情報発信や、加害者にも被害者にもならないための幼少期からの人権教育が必要です。

●ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、依然として社会の理解が不十分なのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務等で在宅時間が増えた結果、静岡市女性会館相談室のDVに関する電話・面接・法律相談件数は、令和元年度：243件、令和2年度：356件、令和3年度：408件と、年々増加傾向にあります。被害者支援を充実させるとともに、ジェンダーに基づく暴力に対する正しい理解を普及させるための啓発が必要です。

●DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合が多くあります。また、子ども自身が暴力を受けていなくても、子どもの見ている前で、パートナー間で暴力を振るうこと（面前DV）は、子どもへの心理的虐待にあたります。DV被害者と児童虐待被害者をあわせて支援するためには、関係機関の更なる連携強化が必要です。



資料：静岡市男女共同参画課「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

資料：静岡市男女共同参画課「令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査」

DVの経験の有無

配偶者間での暴力の認識

主な取組

(1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備

デートDVやDV等のパートナー間における暴力や児童虐待をはじめ、ストーカーやJKビジネス等、ジェンダーに基づく暴力の形は多岐にわたります。これらの暴力が重大な人権侵害であることが社会の共通認識となるよう、ジェンダーに基づく暴力の正しい理解の促進に取り組み、暴力を生み出さない社会基盤を築く必要があります。

(2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実

デートDVについて、理解促進を図るとともに、被害や加害への気づきを促すため、中学生・高校生向けの講座を実施する必要があります。

また、若年層に効果的な情報発信をするため、SNS等を活用した広報啓発活動を行おうことが重要です。

(3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備

被害者が安全な生活を送ることができるよう、各種支援窓口の情報を周知し、それぞれの状況に応じた相談を受けられる体制を整備する必要があります。

(4) 被害者の安全確保の徹底

被害者およびその子どもの安全確保を図るため、緊急時の迅速な保護に努めるとともに、被害者の情報管理を徹底する必要があります。

(5) 被害者の自立支援の充実

心身のダメージだけでなく、住宅や生活費の問題など、複合的な問題を抱える被害者およびその子どもの自立支援のため、相談体制機能の充実や生活基盤を整えるための支援を行う必要があります。

(6) 被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うため、庁内だけでなく、国や県、警察および民間団体と緊密に連携してDV防止に取り組みます。また、DVと児童虐待は密接に関係することから、子どもに関連する機関（児童福祉・学校・教育委員会等）との連携を特に強め、適切な支援を行う必要があります。

DV被害者が支援を求めた際に、相談した先から再び傷つけられる二次被害を防止するため、職務関係者の理解促進に努める必要があります。

(7) 加害者更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化

DV加害者支援を行っている民間団体の情報収集を行うとともに、関係機関で周知を図り、民間団体と連携した加害者更生支援を行う必要があります。

基本目標 4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

目標の方向性

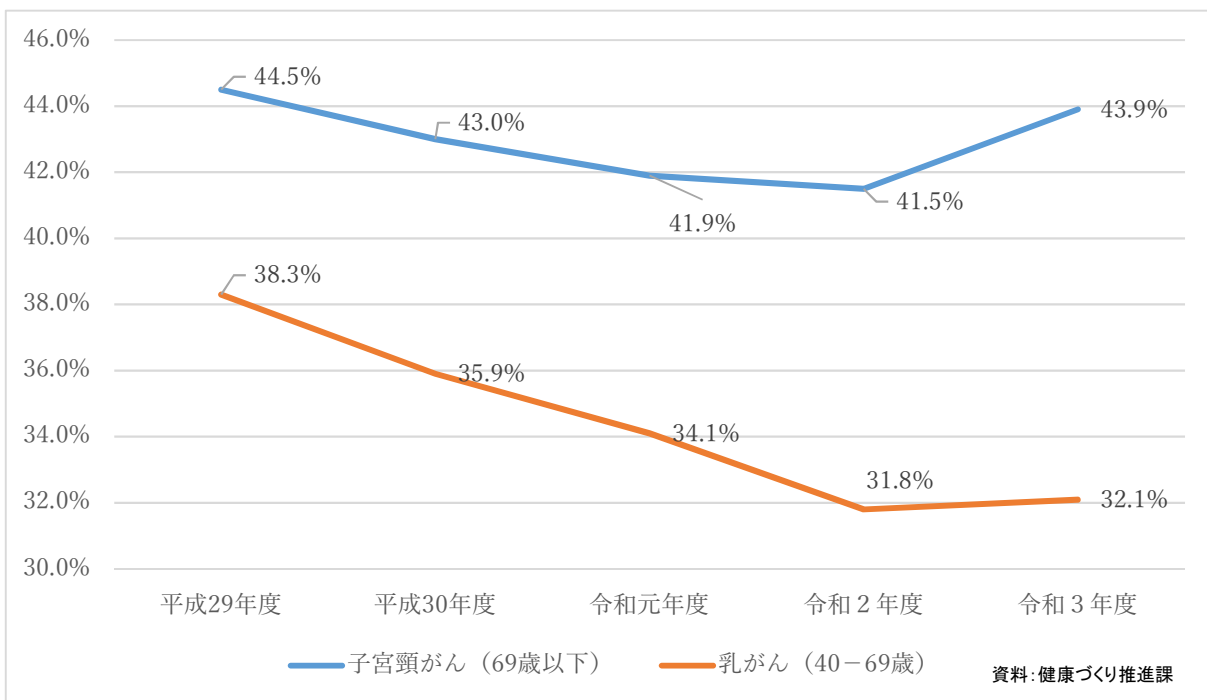
性や妊娠、出産に関して、女性が自らの意思で選択し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（※○）の観点から、自分らしく生きられるよう、性や健康に関する教育の充実や自分の健康を守り育てる意識の醸成が必要です。

また、女性は、月経、妊娠、出産、中絶、避妊、産前・産後うつなど、男性とは異なる、年代に応じて変化する健康の問題に直面します。こうした女性特有の健康課題に対して、心身に応じて必要なサポートを得られるよう支援する必要があります。

現状と課題

●若い世代に妊娠や出産などに関する正しい知識を伝える取組を、より充実させる必要があります。また、男女の体の違いや健康に関する幼少期からの教育が重要です。

●女性はライフステージに応じて様々な問題に直面しますが、自分らしく生きる権利について誰もが留意する必要があります。加えて、不妊や更年期は女性だけの問題ではありません。また、性犯罪の多くが男性から女性によるもので、女性の性や生殖の課題に、男性が当事者としてかかわっていく必要があります。



婦人科検診の受診率

		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
		受診者	受診率#	受診者	受診率#	受診者	受診率#	受診者	受診率#	受診者	受診率#	受診者	受診率#
妊婦健康診査	初回(①)	5,117	100.0%	4,795	100.0%	4,522	100.0%	4,376	100.0%	4,342	100.0%	4,121	100.0%
	第2～14回(13回分)平均	4,248	83.0%	4,099	85.5%	3,925	86.8%	3,778	86.3%	3,618	83.3%	3,630	88.1%
	超音波検査(4回分)平均	4,805	93.9%	4,636	96.7%	4,392	97.1%	4,194	95.8%	4,113	94.7%	4,003	97.1%
	血液検査(1回分)	4,946	96.7%	4,726	98.6%	4,461	98.7%	4,274	97.7%	4,113	94.7%	4,117	99.9%
産婦健康診査	1回目					700	15.5%	3,954	89.6%	3,730	87.9%	3,755	89.6%
	2回目					646	14.3%	4,210	95.4%	4,080	96.2%	4,136	98.7%
	合計							8,164	92.5%	7,810	92.0%	7,891	94.2%
	(実人員再掲)							4,457		4,372		4,351	
妊婦歯科健康診査		2,232	43.3%	2,257	46.6%	2,035	44.3%	2,061	46.2%	2,036	46.2%	2,101	50.8%

資料：健康づくり推進課

#は、初回の受診者数に対する率

妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査の受診実人数

主な取組

(1) 性差及びライフステージに応じた健康支援

一人ひとりが、ライフステージに応じて、主体的に健康の増進を図ることができるよう、健康についての知識を普及し、生涯を通じた健康管理を支援する必要があります。

特に女性については、思春期、成熟期、更年期、高齢期など生涯にわたり、主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援する必要があります。

(2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育及び啓発の推進

性や妊娠・出産等について、正しい知識の習得を支援するとともに、子どもたちが性について正しく理解し、自らの性を尊重することができるよう、意識啓発と教育に努める必要があります。

(3) 性に関する相談体制の充実

こころや健康の問題をはじめとする様々な問題の解決のために利用できる相談窓口や機会を確保し、誰もが相談しやすい体制の充実に努める必要があります。

基本目標 5 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

目標の方向性

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすい人が、安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

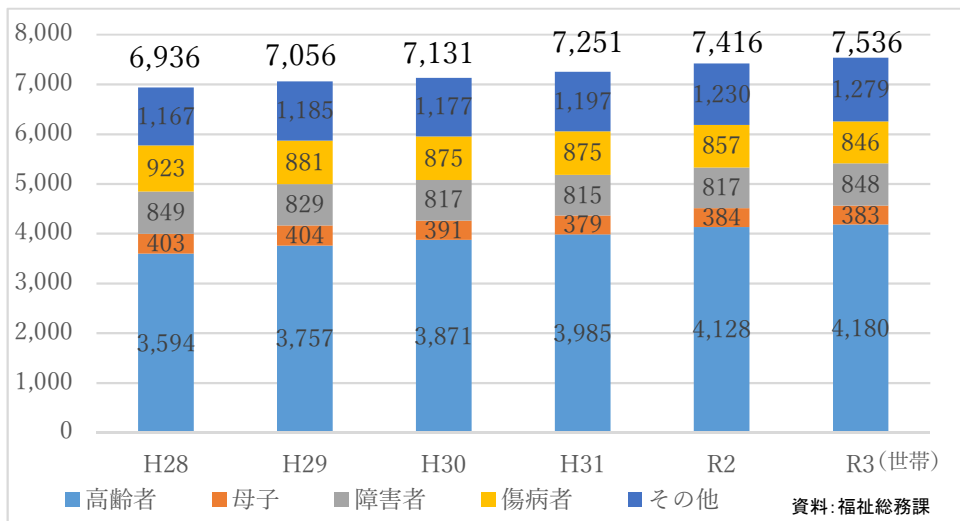
就労支援や自立支援等を通して、困難な状況から早期に脱し、安心して暮らしていくための取組を進めていく必要があります。

現状と課題

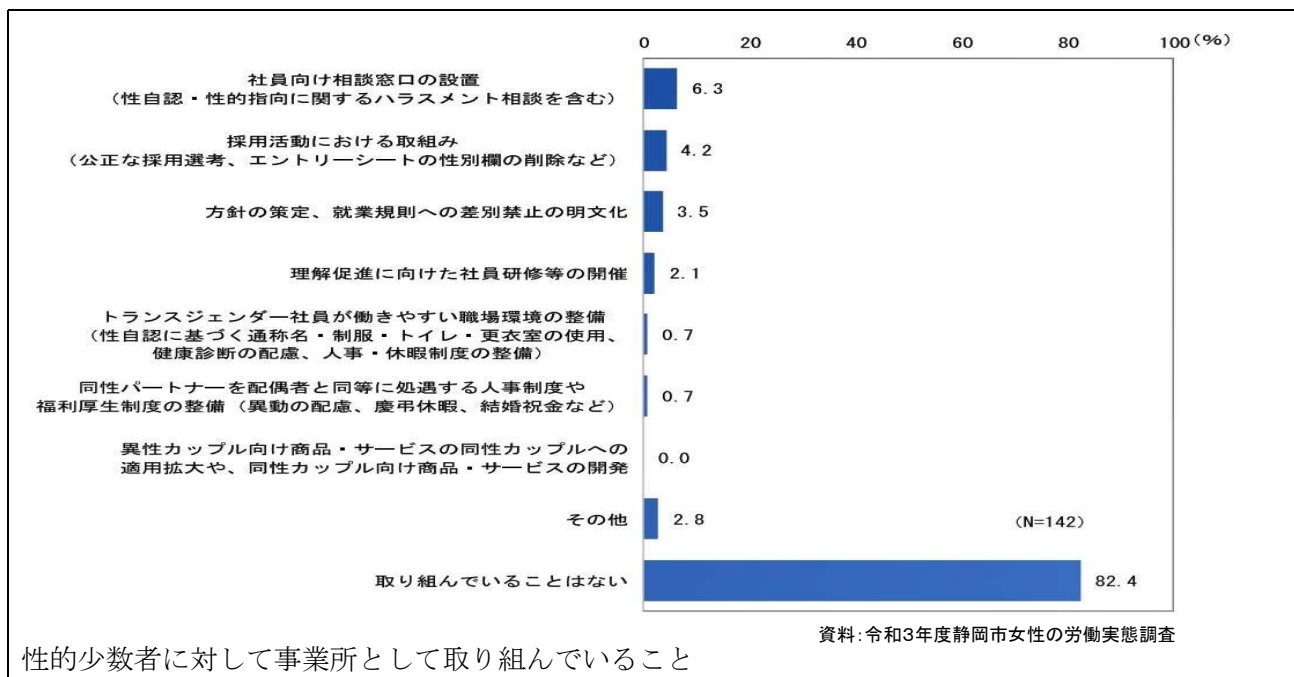
●新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用状況が悪化しています。なかでも非正規雇用者は、雇用が不安定で収入が低く、特にシングルやひとり親家庭などにおいて、経済的な影響がより深刻化しやすい状況にあります。そのようなことから、高齢単身者、母子・父子世帯が貧困に陥りやすい状況にあります。

●障がいのある人、市内で生活する外国人住民は、女性であることでさらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。それぞれが抱える課題に応じて、男女共同参画の視点から支援を行う必要があります。

●性の多様なあり方に対する無理解による偏見や差別から、性的少数者は学校、職場、地域など、生活の様々な場面で生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまうことがあります。そういった偏見や差別を解消するための取組や、困難を抱える人を支援する取組が必要です。



生活保護世帯の構成推移



主な取組

(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活がするための支援

高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、生活基盤の整備や、就労、社会参加の促進支援を行う必要があります。

(2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援

ひとり親家庭の父母や子どもの生活の安定のため、各種の自立支援事業や相談事業の充実をさせる必要があります。

(3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援

経済的に困窮している家庭や、孤立に悩む人に対して、安定・安心した生活ができるように様々な支援を行う必要があります。

(4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備

国籍や文化などの違いに関わらず、外国人住民が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や日本語の学習機会などの学習支援の充実を図るとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国人住民が暮らしやすい環境の整備を進める必要があります。

(5) 性的少数者への支援

性的少数者が安心して暮らせるように、性の多様性に関する啓発に努める必要があります。また、性的少数者の孤立・孤独を解消し、気持ちを共有できる交流の場や相談窓口の充実などの支援に取り組むことが重要です。

基本目標 6 地域における男女共同参画の実現 **重点**

目標の方向性

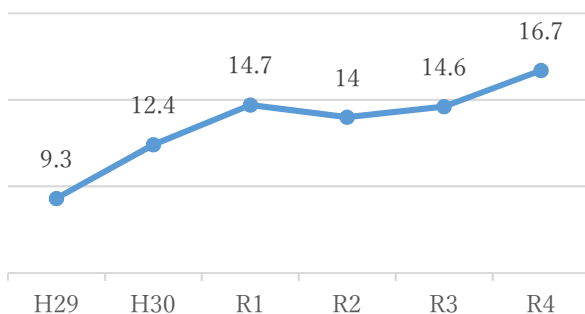
地域における男女共同参画を進め、地域住民がお互いに尊重し合い、だれもが安全・安心な暮らしを送ることができるまちを目指し、自治会をはじめとする地域活動や地域防災に、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体の長となる女性リーダーを増やすよう取り組む必要があります。

現状と課題

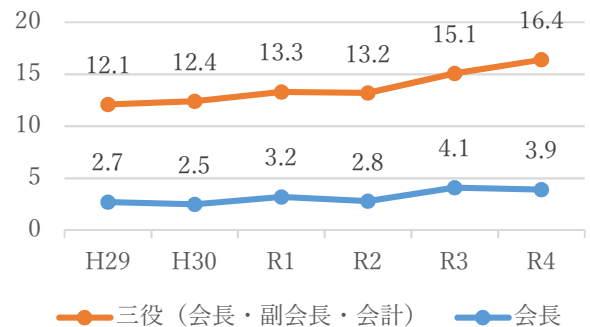
●町内会・自治会における女性役員の割合はH27年度が10.6%に対し、令和4年度16.4%と上昇しています。しかし、自治会長に占める女性の割合は令和4年度3.9%と依然として低い状態です（【図】）。また、PTA会長に占める女性の割合は、年々増加しており、令和4年度は、16.7%となっています。地域の組織・団体の長となる女性リーダーを増やすよう引き続き取り組む必要があります。

●過去の災害時では、避難所におけるプライバシーの確保や、女性や子どもへの暴力や、避難所で生活しづらい少数派の人への対策等、女性等の視点や多様性に配慮した取り組みが不足していたという報告があります。また、性別役割分担により、避難所の責任者の大半が男性で過度の負担が集中したという報告もあります。平成30年度以降、静岡市地域防災計画に「男女共同参画の視点」の項目が随時追加されていますが、令和4年度の地方防災会議における女性の割合も8.9%（45人中4人）と低い割合で推移しており、今後、地域防災力の向上のためには、地域に男女共同参画を意識した防災体制を浸透させることが必要です。

PTA会長に占める女性の割合



町内会・自治会の役員に占める女性の割合



(静岡市男女共同参画・人権政策課調べ)

主な取組

(1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進

地域活動に根差した男女共同参画を推進するため、男女がともに担う NPO やボランティア組織の活動について、積極的な協働・支援に努めるとともに、市民との協働による地域活動等を促進する必要があります。

(2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進

地域団体における方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性人材の育成や女性のリーダーシップを支援し、幅広い年齢層の女性が参画しやすい地域団体づくりが必要です。

(3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進

災害時における男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設営・運営体制を確立するとともに、発災後、障害のある人、乳児、高齢者、外国人、性的少数者等多様なニーズに対応した支援を行うため、各種啓発情報の提供や女性の防災リーダーの育成に努める必要があります。

(4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮していくため、社会的な課題をとらえた各種講座の企画運営や、情報収集・女性を支援する活動・女性の居場所づくり・ネットワークの構築などに努める必要があります。

目標の方向性

誰もが生涯を通じて充実した生活を送るため、仕事と家庭生活や地域活動等ワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備を推進する必要があります。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の推進や多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策を充実させる必要があります。

さらに市内企業等に対して男女共同参画の啓発や情報提供、特に男性の家事・育児・介護への参画促進に向けて、職場における意識改革の推進をする必要があります。

現状と課題

●生活における優先度について、本市の市民意識調査の結果では、『仕事』と『家庭』を優先したいと感じているにも関わらず、実際には「仕事」の優先を強いられている男性が多いことがわかりました。(【図】)

●女性が職業を持つことに対する意識について、本市の市民意識調査では、「子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人の割合が低下する一方で、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した人の割合が年々上昇し、令和3年度の調査では過半数を超え、女性に対して働き続けることが期待されています。(【図】) 一方、女性が仕事を続けていく上で必要なこととして、同調査では、「家事、育児、介護」における課題や、「女性が働くことへの管理職や男性従業員の理解」と回答した人が高い割合を占めており、これらの課題解決が必要です。(令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)

●市民意識調査によると、男性の「育児休業」や「介護休業」取得に肯定的な考え方は、78.1%と約8割になっています。しかし、実際の男性の育児休業取得率は増加傾向にありますが、静岡県における育児休業率は9.2%(令和2年)と1割に満たない状況にあります。(令和3年度市民意識調査、令和2年度静岡県男女共同参画白書)

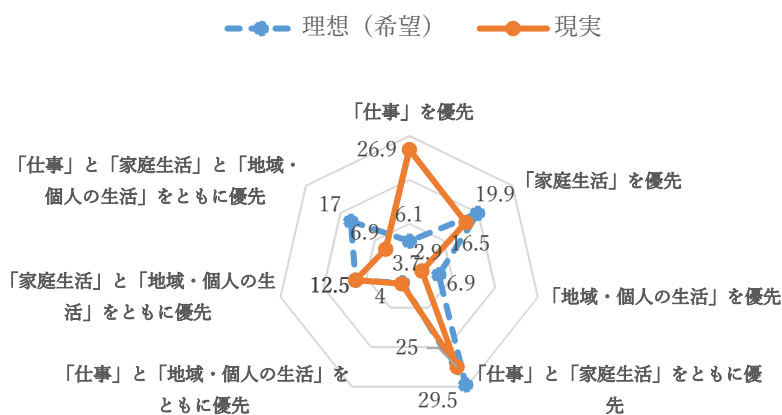
●総務省「就業構造基本調査」(平成29年度)によると、年間就業日数が200日以上正規雇用労働者に占める週間就業時間が60時間以上の者の割合は、静岡市では女性が3.4%に対して男性が14.8%となっています。男性の家事・育児参画を進める上では長時間労働の是正等、環境整備が必要です。

●令和4年4月育児・介護休業法が改正され、育児・介護の環境整備の義務化やパート・アルバイトなどの有期雇用労働者の休業取得要件が緩和されました。本市は、子供のいる共働き夫婦の割合は55.2%(平成27年)と政令指定都市の中では5番目に割合が多い都市です。今後、超高齢化社会の進展に伴い介護に要する時間が増加することが見込まれるため、仕事と育児・介護との両立に向けた

環境づくりの必要性が高まっています。

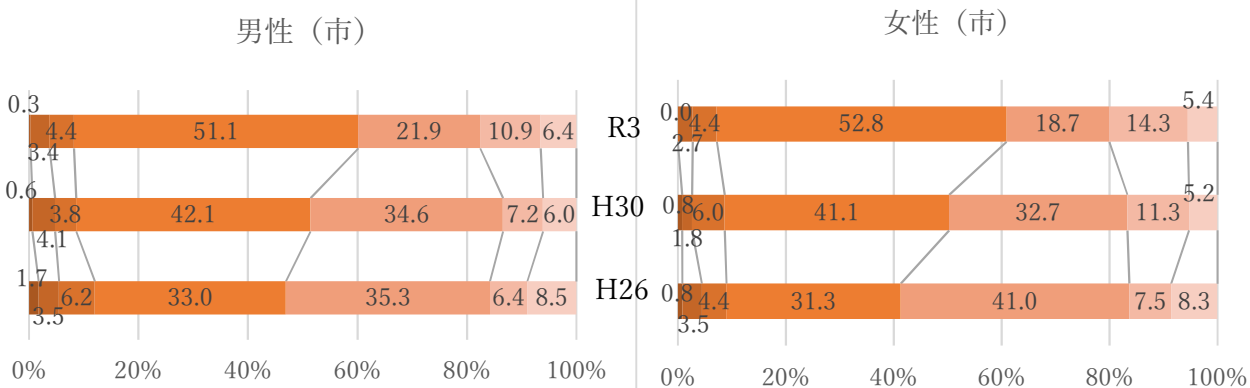
●平成 25 年（2013 年）以降の保育所等の待機児童数は、平成 26 年（2014 年）をピークに減少し続けて、平成 30 年（2018 年）以降は、0 人となっています。一方、平成 25 年（2013 年）以降の放課後児童クラブの入会児童数は年々増加しており、放課後児童クラブの待機児童数は、令和元年度 86 人となっており、クラブの待機児童解消や放課後子ども教室の充実に努める必要があります。

生活における優先度の理想と現実（男性）（市）



静岡市市民意識調査（R3）

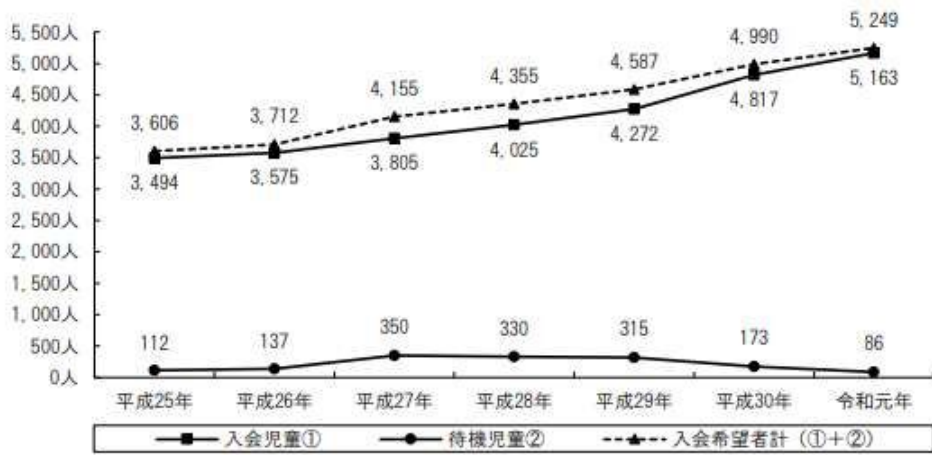
女性が職業を持つことに対する意識の変化



- 女性に職業を持たない方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい

静岡市市民意識調査（R3）

放課後児童クラブの入会児童数・待機児童数の推移>



(注) 各年5月1日現在
資料:「静岡市子ども未来課」

主な取組

(1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進

男性が家事・育児・介護に取り組むには、職場における上司や周囲の理解が必要であるため、経営陣・管理職へワーク・ライフ・バランスの意識啓発や、国の両立支援等助成金の紹介を行うことで、上司や周囲の理解のある職場環境づくりを推進する必要があります。

また、性別による待遇の差を埋めるためにも、経営陣・管理職の女性に対する差別意識を改革する取組を推進する必要があります。

(2) 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備の推進

個人に対して男性の家事・育児・介護への参画に対する抵抗感を払拭する取組を進めると共に、希望に応じて家庭を優先させることができるよう、企業等に対して男女共同参画への意識啓発を行い、男性に対する育児等を理由とする不利益取扱いや、企業における育児休業等に関するハラスメントを防止するための対策等を推進する必要があります。

(3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実

多様なニーズの把握に努めるとともに、引き続き保育所等の待機児童ゼロを達成しながら、放課後児童クラブの待機児童解消や放課後子ども教室を充実させていくことが必要です。また、妊娠・出産、子育て・介護に係る経済的な支援や医療面でのサポートなどを切れ目なく行う必要があります。さらに、地域で子育てや介護を支え合う事業の推進等、地域が主体となった支援体制の充実を図る必要があります。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

在宅勤務、時間単位の有給休暇の取得やフレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方の制度について、企業等の取組事例の紹介や制度に関する情報発信を行う必要があります。

基本目標 8 労働の場における男女共同参画の実現

目標の方向性

企業や市民が男女共同参画の視点を理解したうえで、希望する働き方を実現できるよう、女性の就労支援や、キャリア形成、起業に関する支援を行い、働きたい・働きつづけたい女性の活躍を推進する必要があります。

現状と課題

●職場における男女平等意識について、本市市民意識調査によると、男性優遇と考える人の割合は49.0%で、女性優遇と考える人の割合は4.6%でした。この背景には、育児などで一度退職した女性が、子育てとの両立のために非正規雇用を選ばざるを得ない環境にあることや、男女の賃金格差が依然として大きい状況があります（男性の一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2、R4年男女共同参画白書より）。

●出産・育児等で離職する女性の割合が低下し、25歳～34歳の女性の就業率は増加傾向にありますが（M字カーブの解消：グラフは後日差し込み）、女性の非正規雇用労働者の割合は、25～29歳をピークに低下しています。（L字カーブ：グラフは後日差し込み）。正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の待遇面の格差の一因になっており、正規雇用労働者への転換を望む非正規雇用労働者への取組が必要です。

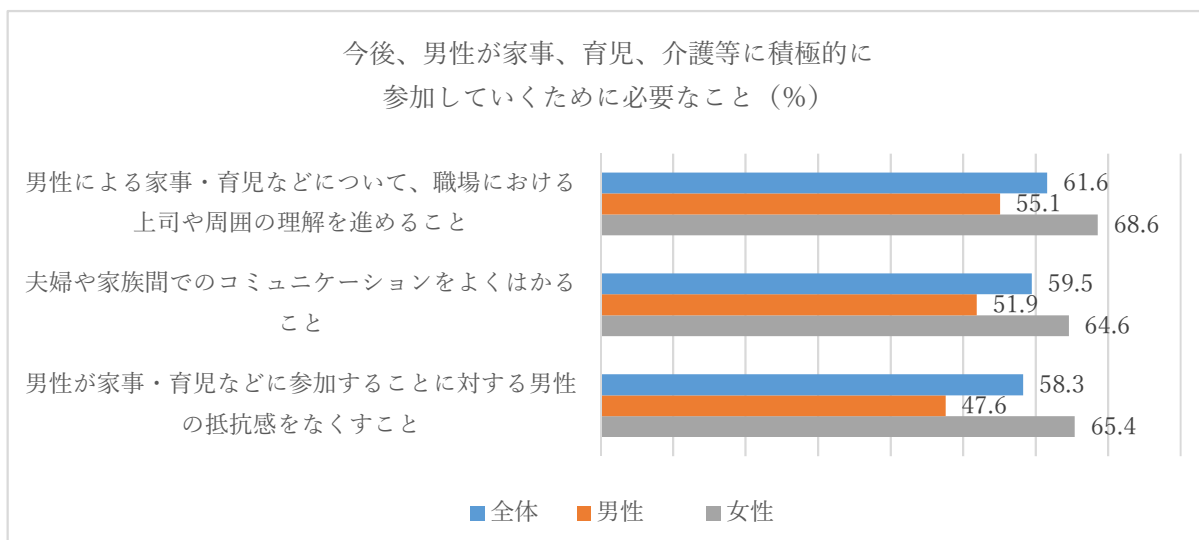
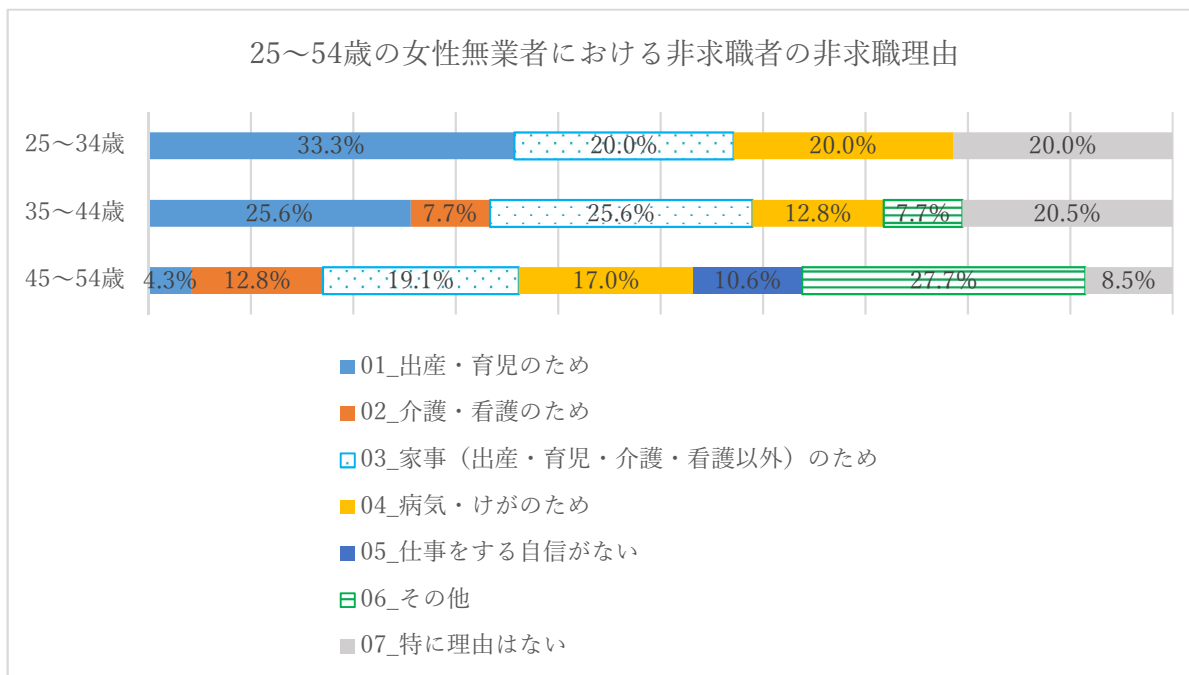
●職場におけるパワー・ハラスメント防止措置については、大企業は令和2年6月から、中小企業は令和4年4月から法律で義務化されました。本市の女性の労働実態調査によると、職場でハラスメント等を経験した、あるいは見たり、聞いたりした際、「特に行動はしなかった」と回答した人が半数（53.6%）にのぼっており、上司や同僚に相談しやすい職場風土・環境づくりを企業に求めていくことが必要です。

●25～54歳の女性無業者における就業希望者は、全国55.8%、静岡県57.8%と比較しも高く、61.9%となっていますが、そのうち、実際の求職者は35.5%にとどまります。非求職者が求職しない理由として、「出産・育児のため」「家事のため」と答えた人の割合が高くなっています。【図】（H29就業構造基本調査）

●本市市民意識調査において、家事時間の平均について既婚男性が1時間45分に対し既婚女性が5時間24分となっていて、仕事と家庭生活の両立を希望する男性が増えている一方で、家事労働時間の大きな男女差があります。特に子育ての中心的な世代である30代では、既婚男性平均1時間50分に対し、既婚女性が平均7時間24分と4倍近い差がある状況です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて在宅勤務が普及したにもかかわらず、女性の家事・育児の労働負担が増大しているとの報

告もあり、男性の家事・育児・介護への参画促進の取り組みが引き続き求められています。

●本市の市民意識調査では、「男性が家事、育児、介護等に積極的に参加していくために必要なこと」として、「男性の家事・育児などに参加することに対する男性の抵抗感をなくすこと」と回答した人は、男性 51.9%、女性 64.6%となっており、「男性が家事や育児に抵抗感をもっている」と女性の方がより強く感じていることがわかりました。【図】 このため男性個人に対して家事、育児、介護の取り組みが必要です。



主な取組

(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進

雇用の場（募集・採用、配置・昇進等）において、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公正な待遇が確保されるよう努める必要があります。

(2) 労働の場におけるハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワー・ハラスメントや「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に基づくジェンダー・ハラスメントが起こらないよう、企業への理解促進をはかる必要があります。

(3) 農林水産業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備

自営業の場においては、仕事と生活の区別がつけにくく、性別や世代による固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が残っているため、女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境の整備促進に努める必要があります。

(4) 非正規雇用労働者の正規への転換等も含めた待遇改善への支援

キャリアアップ助成金の周知や、非正規雇用労働者の能力開発を図ることにより非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換の推進を図る必要があります。また、非正規を選択したとしても雇用の安定や待遇が改善されるよう支援を行う必要があります。

(5) 女性の就職・再就職・起業への支援

就職や再就職を希望する女性を対象に相談や学習の機会を提供する必要があります。また、起業を目指す女性を対象に多様なロールモデルの可視化や支援を行う必要があります。

(6) 労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援

働く場において、女性が能力を発揮できるよう、ロールモデルの紹介や、働く女性同士の交流の場を作り、ネットワークづくりを進める必要があります。また、女性が経済体に自立して生活できるよう支援が必要です。

(7) 男性の家事・育児・介護への参画促進

企業等に対して男女共同参画に関する意識改革を行うとともに、幼少期から、男性の家事・育児・介護への参画に対する抵抗感を払拭する取組を行ったり、現役世代には、企業等を通じた働きかけや、個人に対して家事・育児・介護等の実践講座を開催する必要があります。

基本目標 9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

目標の方向性

男女共同参画社会の実現のため、市の政策・方針決定や、企業・事業所、さまざまな団体等社会のあらゆる分野における政策・方針決定の場に男女が対等な構成員として参画できるよう、女性の積極的な登用とそのための環境づくりを推進する必要があります。

現状と課題

●市の審議会等の女性委員割合は、第3次男女共同参画行動計画期間中、40%を目標としていましたが、令和4年4月現在で、29.5%と依然として低い状況にあります（図2-10）。市議会の女性議員割合も令和4年8月現在6.3%となっています。様々な社会的要因によって、政治・行政分野をはじめとする多くの分野において女性の参画は十分に進んでいません。

●また、管理的職業従事者に占める女性の割合も、直近の国勢調査で15.2%となっており、まだまだ女性の積極的な登用がなされているとは言い難いのが実情です（図2-10）。こういったことから、市が率先して女性の参画を拡大する積極的な取組を進めるとともに、企業等における女性の参画拡大を支援することが必要です。同時に、そのための下地づくりとして、女性の人材育成を継続的に充実させる必要があります。

図2-10 市の審議会委員に占める女性の割合

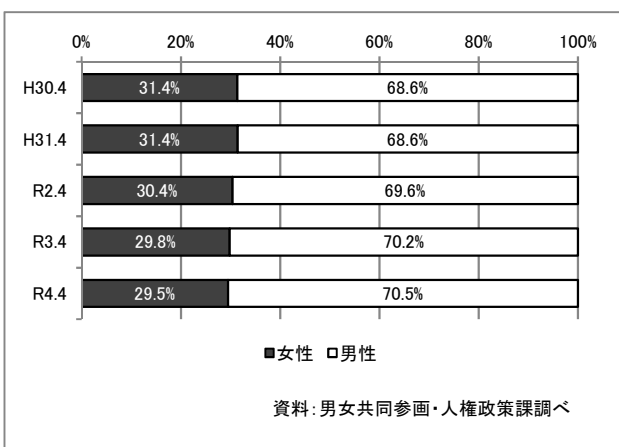
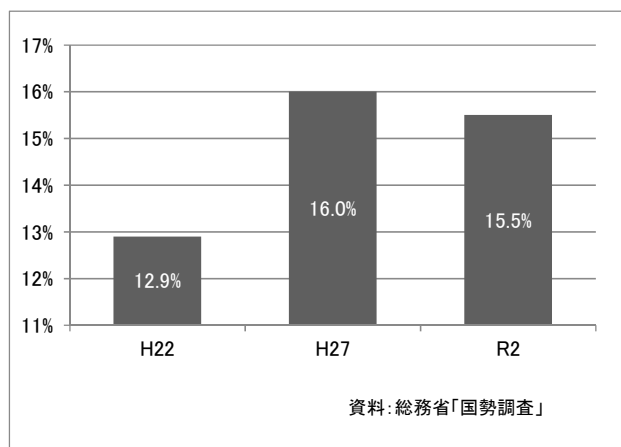


図2-10 管理的職業従事者に占める女性の割合



主な取組

(1) 市における女性職員の積極的登用

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研修の充実や能力・実績により、市役所や市教育委員会などにおける女性職員の管理職への登用を進めていく必要があります。

(2) 市審議会等への女性のさらなる参加促進

市の政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、幅広い分野から多様な人材に関する情報を収集・整理し、それを提供するほか、各審議会の構成の見直しや充て職の緩和等により、各種審議会等委員への女性の登用を進める必要があります。

(3) 企業における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進

企業等における方針決定過程へ女性が参画できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）やダイバーシティ（多様性）マネジメントの周知をするほか、根強く残る固定的性別役割分担意識を払しょくし、誰でもリーダーを目指しやすい環境とするため、アンコンシャス・バイアスに関する意識啓発をする必要があります。

(4) 女性の人材を育成する施策の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画するための多様な能力を養成するため、学習機会や関連情報を充実させる必要があります。

第4章 参考資料

・ 諮問文の写し



03 静市共第 1394 号
令和 3 年 11 月 9 日

静岡市男女共同参画審議会会長様

静岡市長 田辺 信宏
(市民局男女共同参画課)



第4次静岡市男女共同参画行動計画等について（諮問）

静岡市男女共同参画推進条例（平成 15 年条例第 112 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、「第 4 次静岡市男女共同参画行動計画」の基本的な考え方について、また、同条例第 25 条の規定に基づき男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議していただくため、「第 2 次静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」及び「第 2 次静岡市女性活躍推進計画」の基本的な考え方について、それぞれ次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 静岡市における男女共同参画推進の基本的な考え方について
- (2) 静岡市における配偶者暴力対策の基本的な考え方について
- (3) 静岡市における女性活躍推進の基本的な考え方について

2 諮問理由

上記の計画が令和 4 年度末をもって計画期間が終了するため、現計画の基本理念等は継承しつつ、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。

3 計画の策定方針について

「静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」及び「静岡市女性活躍推進計画」は、条例に基づき策定した第 3 次静岡市男女共同参画行動計画の基本理念、基本目標及び施策の方向性との関連性が深いため、現在一体として進捗管理を行っております。

つきましては、男女共同参画審議会において、各計画の関連性を整理し、より実効性の高い計画となるよう御検討ください。

・ 審議会の経過（作成中）

年月日	会議等	内容
令和3年11月9日	令和3年度第2回男女共同参画審議会	次期男女共同参画行動計画等について市長から諮問
令和3年11月22日	令和3年度第2回男女共同参画推進会議	次期男女共同参画行動計画等の策定について（諮問の報告）
令和4年1月26日 ～31日	令和3年度第1回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当者会議合同会議	次期計画策定に向けた現計画の評価と課題について
令和4年2月15日	令和3年度第3回男女共同参画審議会	次期計画策定に向けた現計画の評価・課題と策定の方向性について
令和4年3月18日	令和3年度第3回男女共同参画推進会議	次期計画策定に向けた現計画の評価・課題と策定の方向性について
令和4年6月3日	令和4年度第1回男女共同参画審議会	次期計画の骨子案について
令和4年7月6日 ～12日	令和4年度第1回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当者会議合同会議	次期計画の骨子案の概要について
令和4年7月22日	令和4年度第2回男女共同参画審議会	次期計画の骨子案、答申案について
令和4年8月19日	令和4年度第1回男女共同参画推進会議	次期計画の骨子案について
令和4年8月30日	令和4年度第3回男女共同参画審議会	次期計画の答申案について

・ 条例など

・ 審議会委員名簿

1	関係団体が推薦する者	葦名 ゆき (あしな ゆき) (R3.6～)
	静岡県弁護士会	日出町法律事務所 弁護士
2	市民(公募)	天野 育子 (あまの いくこ) (R3.6～)
3	関係団体が推薦する者	岩瀬 洋一郎 (いわせ よういちろう) (R1.6～)
	一般社団法人静岡県経営者協会	しずおか焼津信用金庫 理事 人事部長
4	関係団体が推薦する者	岡本 駿也 (おかもと しゅんや) (R2.10～)
	静岡地域労働者福祉協議会	鈴与職員労働組合 書記長 (静岡地域労働者福祉協議会 事務局長)
5	関係団体が推薦する者	川島 徹也 (かわしま てつや) (R2.4～)
	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 地域福祉部長
6	市民(公募)	齋田 麗子 (さいた れいこ) (R3.6～)
7	学識経験がある者	坂巻 静佳 (さかまき しずか) (H29.6～)
		静岡県立大学 国際関係学部 国際関係学科 准教授
8	関係団体が推薦する者	杉山 昌之 (すぎやま まさゆき) (R4.4～)
	静岡市校長会	静岡市立清水第六中学校校長
9	市民(公募)	田中 志保 (たなか しほ) (R3.6～)
10	市民(公募)	田中 卓也 (たなか たくや) (R3.6～)
11	学識経験がある者	藤田 景子 (ふじた けいこ) (H29.6～)
		静岡県立大学 看護学部 看護学科 准教授
12	学識経験がある者	松尾 由希子 (まつお ゆきこ) (R1.6～)
		静岡大学 教職センター 准教授
13	関係団体が推薦する者	松下 光恵 (まつした みつえ) (R3.6～)
	特定非営利活動法人 男女共同参画フォーラムしずおか	特定非営利活動法人 男女共同参画フォーラムしずおか 代表理事
14	市民(公募)	松永 彩英 (まつなが さえ) (R3.6～)
15	学識経験がある者	松林 三樹夫 (まつばやし みきお) (H29.6～)
		静岡市男性電話相談員 メンズ・サポート・しずおか

計画を理解するためのキーワード

※O ジェンダーに基づく暴力 (Gender-Based Violence:GBV)

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によれば、GBV は以下の5つに分類することができます。

- ①性的搾取・虐待 (sexual exploitation and abuse:SEA) を含む「性暴力」
- ②殴る蹴る等の「身体的暴力」
- ③言葉やいじめによる「心理的暴力」
- ④女性性器切除 (female genital mutilation/cutting:FGM/C) 等の「身体に有害とされる伝統的慣習 (harmful traditional practice)」
- ⑤社会的疎外や貧困といった「社会的・経済的暴力」

※O セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (Sexual and Reproductive Health and Rights:SRHR =性と生殖に関する健康と権利)

セクシュアル・ヘルスとは、自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていることです。

リプロダクティブ・ヘルスとは、妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、心身ともに満たされ健康にいられることです。

セクシュアル・ライツとは、セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のことで、自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）を自分で決められる権利です。

リプロダクティブ・ライツとは、産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利のことで、妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利です。（公益財団法人ジョイセフ HP から引用）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの課題は、「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠・出産」、「子どもが健康に生まれ育つこと」のほか、「避妊・中絶」、「性暴力」等といったことも含まれており、女性だけでなく男性の理解が必要であるとともに、幼少期からの教育が必要とされています。